

免 そ 税 の 軽 数 油 量 の 一 使 用 用 に の 関 事 す 実 る の 事 有 実 ・ 及 無 び 一	機械、車両又は 設備名(番号)	左記の機械、車両又は 設備の使用地	免稅輕油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No.		リットル	日	時
	No.				
合 計					

報告対象 期間の末 日におけ る免稅証 の保有状 況	種類	枚数	種類	枚数
	リットル券	枚	リットル券	枚

第16号の30様式記載要領

- この報告書、免稅輕油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免稅輕油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免稅輕油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免稅輕油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免稅輕油の引取に関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免稅輕油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免稅証の提出日が免稅輕油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免稅輕油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免稅輕油使用者が実際に免稅輕油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免稅証に記載された販売業者と異なる販売業者から免稅輕油の引取りを行った場合には当該免稅証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免稅輕油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免稅輕油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免稅輕油の保有数量(カ)」欄の数量と一致すること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免稅輕油の数量の合計(ウ)」欄には、「免稅輕油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免稅輕油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免稅輕油の使用に関する事実およびその数量」欄中「免稅輕油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致すること。
- 「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免稅輕油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免稅輕油の使用数量()」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免稅証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免稅証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免稅輕油の引取日、引取数量及び当該免稅輕油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に認める書類を必ず添付すること。

備考

「免稅輕油の引取りに関する事実及びその数量」、「免稅輕油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免稅輕油の引取りに際して販売業者に提出した免稅証に関する事項」及び「免稅輕油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別葉として増やすことができる。